１ 契約書

（候補者⇔契約業者等）

※候補者は、契約書の（写）を契約届出書に添付して提出します。

1. 選挙運動用自動車使用契約書

（ハイヤー方式による自動車、燃料、運転手の一括契約）

1. 選挙運動用自動車使用契約書（個別方式による自動車の借入れ）
2. 選挙運動用自動車燃料供給契約書（個別方式による燃料購入）
3. 選挙運動用自動車運転契約書（個別方式による運転手雇用）
4. 選挙運動用ポスター作成契約書
5. 選挙運動用ビラ作成契約書

選挙運動用自動車使用契約書【一括契約】

収　入

印　紙

割印

発注者(候補者)　　[候補者を入力]　　(以下｢甲」という。)と、運送業者　[業者名・代表者名を入力]　(以下｢乙」という。)は、令和７年２月９日執行の　[選挙名を入力]選挙　における選挙運動のための自動車の運送について、次のとおり契約を締結する。

１　使用目的 　　　 公職選挙法第１４１条に基づき、選挙運動のために使用

２　車種及び登録番号 [車種及び登録番号を入力]

３　台数　　　　　　[　]　台

４　使用期間 令和[　]年[　]月[　]日から

令和[　]年[　]月[　]日まで　[　]日間

５　契約金額　　　　￥[契約金額]―

(内訳　　１日　[　　　　]円(消費税込)×[　　]日間）

６　請求及び支払

乙は、本契約書の契約金額のうち、今治市議会議員及び今治市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例に基づく金額につき、今治市に対し請求するものとし、甲はこれに必要な手続きを遅滞なく行わなければならない。

なお、今治市に請求する金額が契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲が公職選挙法第９３条（供託物の没収)の規定に該当した場合は、乙は今治市には請求できない。

７　この契約に定めのない事項については、甲、乙協議のうえ、別に決定する。

上記の契約の締結を証するため、本契約書２通を作成し、両者記名押印のうえ、各自それぞれ１通を保有する。

令和[　]年[　]月[　]日

甲(候補者）

住　　所　[住民票に記載されている住所を入力]

氏　　名　[戸籍名を入力] 印

乙(運送業者）

住　　所　[住所又は所在地を入力]

氏　　名

又は名称　[氏名又は名称を入力] 印

代表者　[代表者名を入力] 印

(連絡先電話番号：[電話番号を入力]　）

* 運送業者が市長に対し請求する場合、請求書には、この契約書に記載された住所、氏名等を記載し、印鑑の使用の際には、この契約書に押印した印鑑を使用すること。

選挙運動用自動車使用契約書【個別契約】

賃借人(候補者)　[候補者を入力]　(以下｢甲」という。)と賃貸人 　[業者名・代表者名を入力]　(以下｢乙」という。)は、令和７年２月９日執行の　[選挙名を入力]選挙　における自動車の賃貸借について、次のとおり契約を締結する。

１　使用目的 公職選挙法第１４１条に基づき、選挙運動のために使用

２　車種及び登録番号 [車種及び登録番号を入力]

３　台数 [　　]台

４　使用期間 令和[　]年[　]月[　]日から

令和[　]年[　]月[　]日まで　[　]日間

５　契約金額　　　　￥[契約金額]―

(内訳　　１日　[　]円(消費税込)×　[　]日間）

６　使用上の義務等

甲は法令に従い、本件車両の運行義務を負うことはもちろん、乙の定める約款に従う義務を負う。

７　請求及び支払

乙は、本契約書の契約金額のうち、今治市議会議員及び今治市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例に基づく金額につき、今治市に対し請求するものとし、甲はこれに必要な手続きを遅滞なく行わなければならない。

なお、今治市に請求する金額が契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲が公職選挙法第９３条（供託物の没収)の規定に該当した場合は、乙は今治市には請求できない。

８　この契約に定めのない事項については、甲、乙協議のうえ、別に決定する。

上記の契約の締結を証するため、本契約書２通を作成し、両者記名押印のうえ、各自それぞれ１通を保有する。

令和[　]年[　]月[　]日

甲(候補者）

住　　所　[住民票に記載されている住所を入力]

氏　　名　[戸籍名を入力] 印

乙(賃貸人）

住　　所　[住所又は所在地を入力]

氏　　名

又は名称　[氏名又は名称を入力] 印

代表者　[代表者名を入力] 印

(連絡先電話番号：[電話番号を入力]　）

* 賃貸人が市長に対し請求する場合、請求書には、この契約書に記載された住所、氏名等を記載し、印鑑の使用の際には、この契約書に押印した印鑑を使用すること。

選挙運動用自動車燃料供給契約書

発注者(候補者)　[候補者を入力]　(以下｢甲」という。)と売主　[業者名・代表者名を入力]　(以下｢乙」という。)は、令和７年２月９日執行の　[選挙名を入力]選挙　における選挙運動用自動車の燃料供給について、次のとおり契約を締結する。

１　供給する期間 令和[　]年[　]月[　]日　から　令和[　]年[　]月[　]日まで

２　供給場所 所在地　[所在地を入力]

名　称　[名称を入力]

３　供給を受ける

自動車の登録番号 [自動車の登録番号を入力]

４　金額　　　　　￥[契約金額]―　　　[単価×予定数量の計算式を入力]

単価１㍑当り[　　　]円(消費税込)とし、期間中の供給量に単価を乗じた金額とする。

５　請求及び支払

乙は、本契約書の契約金額のうち、今治市議会議員及び今治市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例に基づく金額につき、今治市に対し請求するものとし、甲はこれに必要な手続きを遅滞なく行わなければならない。

なお、今治市に請求する金額が契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲が公職選挙法第９３条（供託物の没収)の規定に該当した場合は、乙は今治市には請求できない。

６　この契約に定めのない事項については、甲、乙協議のうえ、別に決定する。

上記の契約の締結を証するため、本契約書２通を作成し、両者記名押印のうえ、各自それぞれ１通を保有する。

令和[　]年[　]月[　]日

甲(候補者）

住　　所　[住民票に記載されている住所を入力]

氏　　名　[戸籍名を入力] 印

乙(売　主）

住　　所　[住所又は所在地を入力]

氏　　名

又は名称　[氏名又は名称を入力] 印

代表者　[代表者名を入力] 印

(連絡先電話番号：[電話番号を入力]　）

* 売主が市長に対し請求する場合、請求書には、この契約書に記載された住所、氏名等を記載し、印鑑の使用の際には、この契約書に押印した印鑑を使用すること。

選挙運動用自動車運転契約書

発注者(候補者)　[候補者を入力]　(以下｢甲」という。)と運転手　[運転手の氏名を入力]　　　(以下｢乙」という。)は、令和７年２月９日執行の　[選挙名を入力]選挙　における甲が使用する公職選挙法第１４１条に定める選挙運動用自動車の運転について、次のとおり契約を締結する。

１　運転する期間 令和[　]年[　]月[　]日から

令和[　]年[　]月[　]日まで　[　　]日間

２　契約金額　　　　　￥[契約金額]―

(内訳　１日につき　[　　　　]円　×　[　　]日）

３　運転する車両の

登録番号　　　　　[車両の登録番号を入力]

４　請求及び支払

乙は、本契約書の契約金額のうち、今治市議会議員及び今治市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例に基づく金額につき、今治市に対し請求するものとし、甲はこれに必要な手続きを遅滞なく行わなければならない。

なお、今治市に請求する金額が契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲が公職選挙法第９３条（供託物の没収)の規定に該当した場合は、乙は今治市には請求できない。

５　この契約に定めのない事項については、甲、乙協議のうえ、別に決定する。

上記の契約の締結を証するため、本契約書２通を作成し、両者記名押印のうえ、各自それぞれ１通を保有する。

令和[　]年[　]月[　]日

甲(候補者）

住　　所　[住民票に記載されている住所を入力]

氏　　名　[戸籍名を入力] 印

乙(運転手）

住　　所　[住所又は所在地を入力]

氏　　名

又は名称　[氏名又は名称を入力] 印

代表者　　 印

(連絡先電話番号：[電話番号を入力]　）

* 運転手が市長に対し請求する場合、請求書には、この契約書に記載された住所、氏名等を記載し、印鑑の使用の際には、この契約書に押印した印鑑を使用すること。

選挙運動用ポスター作成契約書

収　入

印　紙

割印

発注者(候補者)　[候補者を入力]　(以下｢甲」という。)と請負者　[業者名・代表者名を入力]　(以下｢乙」という。)は、令和７年２月９日執行の　[選挙名を入力]選挙　における印刷物の作成について、次のとおり契約を締結する。

１　品名 公職選挙法第１４３条第１項第５号に定める選挙運動用ポスター

２　数量　　　　　[　　　　]枚

３　契約金額　　　　　￥[契約金額]―（単価　[　　　]円[　　　]銭 消費税込）

４　納入期限 令和[　]年[　]月[　]日

５　請求及び支払

乙は、本契約書の契約金額のうち、今治市議会議員及び今治市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例に基づく金額につき、今治市に対し請求するものとし、甲はこれに必要な手続きを遅滞なく行わなければならない。

なお、今治市に請求する金額が契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲が公職選挙法第９３条（供託物の没収)の規定に該当した場合は、乙は今治市には請求できない。

６　この契約に定めのない事項については、甲、乙協議のうえ、別に決定する。

上記の契約の締結を証するため、本契約書２通を作成し、両者記名押印のうえ、各自それぞれ１通を保有する。

令和[　]年[　]月[　]日

甲(候補者）

住　　所　[住民票に記載されている住所を入力]

氏　　名　[戸籍名を入力] 印

乙(請負者）

住　　所　[住所又は所在地を入力]

氏　　名

又は名称　[氏名又は名称を入力] 印

代表者　[代表者名を入力] 印

(連絡先電話番号：[電話番号を入力　）

* ポスター作成業者（請負者）が市長に対し請求する場合、請求書には、この契約書に記載された住所、氏名等を記載し、印鑑の使用の際には、この契約書に押印した印鑑を使用すること。

選挙運動用ビラ作成契約書

収　入

印　紙

割印

発注者(候補者)　[候補者を入力]　(以下｢甲」という。)と請負者　[業者名・代表者名を入力]　(以下｢乙」という。)は、令和７年２月９日執行の　［選挙名を入力］選挙　における印刷物の作成について、次のとおり契約を締結する。

１　品名 公職選挙法第１４２条第１項第６号に定める選挙運動用ビラ

２　数量　　　　　[　　　　]枚

３　契約金額　　　 ￥[契約金額]―（単価　[　　　]円[　　　]銭 消費税込）

４　納入期限 令和[　]年[　]月[　]日

５　請求及び支払

乙は、本契約書の契約金額のうち、今治市議会議員及び今治市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例に基づく金額につき、今治市に対し請求するものとし、甲はこれに必要な手続きを遅滞なく行わなければならない。

なお、今治市に請求する金額が契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲が公職選挙法第９３条（供託物の没収)の規定に該当した場合は、乙は今治市には請求できない。

６　この契約に定めのない事項については、甲、乙協議のうえ、別に決定する。

上記の契約の締結を証するため、本契約書２通を作成し、両者記名押印のうえ、各自それぞれ１通を保有する。

令和[　]年[　]月[　]日

甲(候補者）

住　　所　[住民票に記載されている住所を入力]

氏　　名　[戸籍名を入力] 印

乙(請負者）

住　　所　[住所又は所在地を入力]

氏　　名

又は名称　[氏名又は名称を入力] 印

代表者　[代表者名を入力] 印

(連絡先電話番号：[電話番号を入力]　）

* ビラ作成業者（請負者）が市長に対し請求する場合、請求書には、この契約書に記載された住所、氏名等を記載し、印鑑の使用の際には、この契約書に押印した印鑑を使用すること。